

摂津市議会

文教上下水道常任委員会記録

平成29年10月16日

摂津市議会

目 次

文教上下水道常任委員会

10月16日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、審査案件	1
開会の宣告	3
市長挨拶	
委員会記録署名委員の指名	3
議案第59号所管分の審査	3
質疑（檜村一臣委員、三好俊範委員、嶋野浩一朗委員、安藤薫委員）	
議案第65号の審査	22
質疑（嶋野浩一朗委員）	
議案第66号所管分の審査	24
質疑（安藤薫委員）	
議案第67号の審査	26
質疑（檜村一臣委員、三好俊範委員、嶋野浩一朗委員、安藤薫委員）	
議案第60号の審査	30
質疑（嶋野浩一朗委員、安藤薫委員、三好俊範委員）	
採決	37
閉会の宣告	38

文教上下水道常任委員会記録

1. 会議日時

平成29年10月16日(月) 午前10時 開会
午後 1時34分 閉会

1. 場所

第一委員会室

1. 出席委員

委員長 水谷 毅 副委員長 安藤 薫 委員 藤浦 雅彦
委員 檜村 一臣 委員 三好 俊範 委員 嶋野浩一朗

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山一正 教育長 箸尾谷知也
教育次長兼教育総務部長 北野人士 同部参事兼子育て支援課長 石原幸一郎
総務課長 溝口哲也
次世代育成部長 前馬晋策 こども教育課長 浅田明典
上下水道部長 山口 猛 同部理事 石川裕司
同部参事兼経営企画課長 末永利彦 同部参事兼料金課長 林 彰彦
水道施設課長 檜本宏充

1. 出席した議会事務局職員

事務局参事兼局次長 岩見賢一郎 同局総括主査 香山叔彦
同局書記 渡部真也

1. 審査案件(審査順)

議案第59号 平成29年度摂津市一般会計補正予算(第4号)所管分

議案第65号 摂津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

議案第66号 摂津市子どもの医療費の助成に関する条例等の一部を改正する等の条例制定の件所管分

議案第67号 摂津市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件

議案第60号 平成29年度摂津市水道事業会計補正予算（第1号）

(午前10時 開会)

○水谷毅委員長 ただいまから文教上下水道常任委員会を開会いたします。

理事者から挨拶を受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。何かと行事の多い中、今日は、文教上下水道常任委員会をお持ちいただきまして大変ありがとうございます。

先ほどもお話ありましたけれども、今回から常任委員会の構成が少し変わりました。また、皆さん方にはいろいろお世話をかけますが、どうぞよろしくお願いいたします。

後になりましたが、正副常任委員長、ご就任おめでとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

今日は、過日の本会議で当委員会に付託されました案件についてご審査をいただきますが、何とぞ慎重審査いただきますようよろしくお願いいたします。

一旦退席させていただきます。

○水谷毅委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、藤浦委員を指名します。

審査の順序につきましては、お手元に配付しています案のとおりに行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○水谷毅委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

暫時休憩します。

(午前10時1分 休憩)

(午前10時2分 再開)

○水谷毅委員長 再開します。

議案第59号所管分の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

檜村委員。

○檜村一臣委員 今回から初めてですので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第59号について、一般会計補正予算書に基づいて質問させていただきます。

まず、3ページ、債務負担行為の補正であります。上から四つ目ですね、学校給食調理業務等委託事業についてですけども、先日、中学校給食に関するアンケートについて見させていただきました。その中で、選択制給食を選んでいるのが、全体で4.9%ということで、私は委託事業の中身についてはわからないんですけども、4.9%という数字から見ると、やっぱり市のほうか業者のほうの採算性についてどうなのかなという疑問があります。

平成29年度で契約が終了すると思うんですけども、次年度からの3年間、平成30年度から平成32年度の3年間に向けて、そのあたりがどういう感じでされているのかということ、まずお聞かせいただきたいと思います。

その次ですけども、第2表の変更の部分についてですが、民間保育所等施設整備事業が4億6,765万3,000円から2億7,455万6,000円に減ったということで、約1億9,300万円ほど減額するという形であります。

中身として、一般会計補正予算書の15ページが一番上、児童福祉施設整備費補助金について、2億4,544万6,000円の部分の歳出があります。平成29年度への前倒しかなと思って見ていたんですけども、1億9,300万円の減額に対して、整備費補助金が約2億4,500万円あるというところで、このあたりの内容についてお聞かせいただきたいと思います。

続きまして、同じく15ページの一番右下に過年度分国庫返還金の内容がありますので、その国庫返還に当たって、何年度分の歳入でこういった内容のものなのかというのを、まずお聞かせいただきたいのと、返還金が生じた理由についてお教えいただきたいと思っております。

1回目は以上です。

○水谷毅委員長 答弁を求めます。

溝口課長。

○溝口総務課長 それでは、檜村委員からのご質問にお答えさせていただきます。

一般会計補正予算書の3ページの債務負担行為の補正についてのご質問でございます。学校給食調理業務等委託事業は、平成27年6月から3年間の契約でスタートし、その契約の更新時期を迎えるということで、今回、新たに平成30年度から平成32年度までの契約期間で、限度額8,700万円で補正予算案を計上しております。

業者の採算性についてという内容のご質問でございます。現在、契約を結んでおります高槻給食とは、当初の目標設定といたしまして、目標喫食率30%で契約を結んでおりまして、単価契約で、1食当たりの単価290円、税込み313円で契約を結んでおります。

現在、アンケート結果で選択制給食は平均で4.9%の喫食率ということで、採算ラインといたしましては、現在の業者から、大体20%以上の喫食率がないと、採算ラインには乗らないというようなお話も聞かせていただいております。

喫食率につきましては、我々も少しでも多くの方に食べていただくように、これまで改善等も実施させていただいております。今回、更新に向けて、複数の業者にも

お声かけさせていただいております。見積もり等もいただいております。現行は5%、そして今後は、10%という目標を掲げてやっていきたいと思っております。

アンケートの中では、家庭弁当や選択制給食以外の方で、コンビニやスーパーで弁当であったり、おにぎりやパンを購入されている方が5校平均で約5%の方がいらっしゃいますので、我々としてしましては、このコンビニ等で購入しておられる5%の方に改めて焦点を当てて、栄養バランスのとれた安心・安全な中学校給食を何とか食べていただきたいということで、目標も10%という形で、継続させていただきたいと思っております。

ですので、採算性という部分では、現行の喫食率が正直なところ、難しいというように感じておりますけれども、業者のほうでは、現行の5%であったり、今後、10%という中で、採算に見合う単価を仮見積もりという中では出していただいております。

そのような数字を参考にさせていただきまして、今回、8,700万円の債務負担行為、3年間で計上させていただいております。

次に、一般会計補正予算書の15ページに係るものでございます。こちらの過年度分国庫返還金についてでございますけれども、こちらは、平成27年度に耐震補強工事、または大規模改修工事を実施しましたが、国の学校施設環境改善交付金に係るものでございます。

平成27年度、鳥飼小学校ほか6学校、小中学校において実施させていただいておりますけれども、その中で、鳥飼小学校と第四中学校に係る交付金の分の申請で誤りがございまして、その分を大阪府から

2, 217万円、過分に請求があったということで、今回、この分の誤りを訂正させていただきまして、返還をさせていただくものでございます。

具体的に申しますと、鳥飼小学校において、耐震補強工事を実施したわけですが、仮設校舎をグラウンドに建てております。仮設校舎に係るものとしたしましては、耐震事業としての交付金として認められておるんですけれども、それ以外にもトイレの改修であったり、外壁の改修等、それぞれ交付金の中でメニューが細かく分かれておまして、トイレで申しますと、大規模改造事業で、防災機能強化事業というものもございまして。

先ほど申しました仮設校舎に係る交付金につきましては、地震補強の事業の対象になるんですけれども、その部分を誤って、大規模改造事業と防災機能強化事業、それぞれ別の工事内容に係るものに誤って計上していたということで、これはもちろん、担当職員と大阪府の施設財務課の職員で何度か事前のチェックをし、やりとりをさせていただきまして、その部分で誤りがあったということで、最終的に精算報告を上げさせていただいた際に、大阪府の担当の方から、指摘を受けまして、今年度その分を返還させていただきまして、今、進めさせていただいておるものでございます。

○水谷毅委員長 浅田課長。

○浅田こども教育課長 それでは、債務負担行為の変更の理由についてご答弁申し上げます。

この債務負担行為ですけれども、民間保育所などの施設整備に対する補助金でございます。山田川公園内の保育所等の整備と、正雀ひかり保育園の建て替えに対する

補助金でございます。

このたび、国の補助金の基準額が引き上げられたこと、また、施設整備が認定こども園として整備することになったことにより、文部科学省の補助金の活用が可能となりました。こうしたことから、債務負担行為額の増額とする必要がございました。

しかしながら、国からの通知により、2か年にまたがる工事につきましては、当初、活用を予定しておりました補助金ではなくて、別の補助金を活用するよう国からの通知がございました。これによりまして、年度ごとに工事の出来高に対する国からの補助金を受けて、民間事業者に補助金を交付する必要がございました。

このたびの一般会計補正予算書9ページに歳入の予算、それから、15ページに歳出の予算を計上しております。これによりまして、債務負担行為額は増額する予定でございましたが、このたび、歳出予算を計上しております額を差し引いた額に変更したものでございます。

以上でございます。

○水谷毅委員長 檜村委員。

○檜村一臣委員 まず、学校給食の部分なんですけれども、説明いただきまして、コンビニ、スーパー等での弁当やおにぎりやパンの分であるところが5%あるということで、そこをふやしていきたいというお話があったと思うんですけれども、足してもまだ10%というところがありますので、何かそのほかの手段で、それ以上ふやせる努力というか、やっていきたいという部分があれば、お聞かせいただきたいと思っております。

過年度分の返還金の件についてですけれども、事務的なことで、それぞれ三つの事業の項目に重複してやったということで

ありましたけども、担当者と府の担当だけでやりとりするというわけではないと思いますので、当然、決裁を上げてという話もあると思いますので、その辺については、しっかりそういうことのないように、できるだけ注意をしていただきたいと思います。

整備費の補助金の分についてなんですけども、もう一つ、言い忘れていたんですけども、教育・保育給付費負担金というのは、民間施設整備事業の中身にかかわるものであるかわからないんですけど、内容について、これは別物なのか、どういったものなのかも含めてお聞かせいただきたいと思います。

2回目は以上です。

○水谷毅委員長 答弁を求めます。

溝口課長。

○溝口総務課長 檜村委員からの2回目のご質問にお答えいたします。

中学校給食のアンケート結果でも申させていただきましたけれども、コンビニやスーパー等で購入されておられる方、残り5%ほどいらっしゃるということですので、こちらの方にも焦点を当てていきたいということではございますけども、それ以外にも当然、家庭弁当、毎日、なかなかご家庭のご負担もあろうかと思えます。そういった中で、週に1回でも、それ以上でも、安全で栄養バランスのとれた中学校給食を少しでも食べていただけるように、我々としては、今後も改善を行っていききたいと思います。

毎月、献立改善を実施させていただいております。また、予約システムの中でこれまで1万8,000円と6,000円の払込票の単位であったんですけども、経済的に困窮な家庭の方からは、やはりそこが

ハードルが高いといったようなご意見もいただいておりますので、3,000円の払込票も今年度から実施をさせていただいております。

また、試食会につきましても、今年度は1年生のクラスの方に、全員で食べていただくといった試食会も実施させていただいております。また、試行的ではございますけれども、当日販売を先般も実施させていただきまして、一定数、申し込みもいただいたところでございます。

そのような形で、今後も改善をさせていただく中で、1人でも多くの方に中学校給食を食べていただきまして、先ほど目標喫食率10%と申しましたけれども、それ以上の数字を目指していききたいと思います。

○水谷毅委員長 浅田課長。

○浅田こども教育課長 教育・保育給付費負担金の増額の理由についてご答弁申し上げます。

先ほどの児童福祉施設整備補助金とは別の要因になります。この教育・保育給付費負担金は、民間保育所に対する運営費の負担金になります。今年度に入りまして、保育士の処遇改善を図るため、国の基準等が改正され、賃金の改善が行われることになりました。それに伴い、民間施設に交付する負担金が増額となりましたことから、このたび、予算計上するものでございます。

以上です。

○水谷毅委員長 檜村委員。

○檜村一臣委員 学校給食の委託事業の部分については、これからも喫食率の向上に向けて取り組んでいただけたらと思っています。

あと、教育・保育給付費負担金、運営費の負担金という話があったんですけども、

運営費の負担金であれば、歳出だけでなく、歳入のほうも生じてくるのではないかなと思いますので、その辺についてお聞かせください。

以上です。

○水谷毅委員長 浅田課長。

○浅田こども教育課長 国庫等の歳入についてのご質問にご答弁いたします。

今回の保育士の処遇改善に伴う増額に対する国・府の負担金につきましては、今年度に給付費の精算を行いまして、来年度に入ってくる予定となっております。

以上です。

○水谷毅委員長 ほかに質問ございませんか。

三好委員。

○三好俊範委員 アンケートについて、もう少し補足でお聞きしたいんですけども、まず、アンケートの結果を見たときに、1年生の方々が比較的食べたいとか、食べている方が多いと思うんですけども、先ほど、1年生の方に試食をされているとお聞きしましたけども、大体どれぐらいの時期に食べてもらっているのかということと、アンケートが、今、食べていない方のみに聞かれていたと思うんですけども、これは個人的な希望でもあるんですけども、喫食率を上げていくためには、今食べられている子にどういったところが利点というか、好ましくて食べているのかと、あと、どういう改善点が必要なのか、実際食べている子なら、常々思っていることもあると思いますので、そういったところももう一度、今後は考えていただけたらと思っております。

質問については、最初の試食会を大体いつごろにされているのかを教えてくださいたいです。

○水谷毅委員長 溝口課長。

○溝口総務課長 三好委員からのご質問にお答えいたします。

中学校給食で、1年生の方対象に試食会を9月に実施させていただいております。また、10月にも実施させていただいております。平均喫食率が約5%ということなのですが、比較的喫食率が低い安威川以南の学校を中心に実施させていただいたところでございます。

また今後、小学校6年生の方が、来年度中学校に上がるまでに、体験入学という機会もございますので、その機会をとらえて、小学校6年生の方にも試食会を実施し、全員の方に食べていただく形で予定をしているところでございます。

○水谷毅委員長 三好委員。

○三好俊範委員 正直、9月、10月というのは、もう学校にもなれてしまって、お弁当というのになれてしまう時期かなというように僕には思ってしまったんですけども、小学校の間にそういった、一度試しに機会を与えていただけるというのが、すごく子どもにとっても選択肢がふえることだと思いますので、今後もそのような形で続けていただけたらありがたいと思います。

以上でございます。

○水谷毅委員長 ほかに質問ありませんか。

嶋野委員。

○嶋野浩一朗委員 私も、まずは債務負担行為につきましてお聞かせをいただきたいと思っております。

今、檜村委員もおっしゃっておられて、また、三好委員も触れておられたんですけども、中学校給食について、いろいろとご説明をいただきました。業者の立場から

すると、喫食率20%といったものが、採算性を考える際の一つのベースなんだよという話がありました。その中で、喫食率の目標、10%に設定しているというところなんですね。

業者の立場からすると、そしたら、20%を目標にしてくれよというところが出てくるのかなと思いますが、中学校に通っている生徒の昼食の状況を考えると、10%というところだろうと思うんです。そのところから出されてきた、そういった目標数値なんだろうなと思います。

10%という数字をどのように考えていくのかということが、私は非常に大きなポイントじゃないかなと思っています。これは、あくまでも参考資料になりますけれども、私もアンケート調査を拝見させていただきました。このときに、教育委員会としてどこに視点を置いて、子どもたちの昼食のあり方を考えていくのかというところが、非常に大きなポイントになるのだろうなと思います。

具体的に申し上げますと、要は、子どもたちがご家庭でしっかりとつくっていた弁当を持参しているということについては、教育委員会としてはあるべき姿だろうととらえていると思うんです。

そういったことを考えたときに、子どもたちの昼食のあり方として、どういったところに問題点を持って、今回のこの目標数値を出されたのか、少しこの点について、ざくっとした話になってしまいますけれども、まずはお聞かせいただきたいと思います。

それから、民間保育所のことにつきましては、檜村委員の質問の中でよく理解できました。最後にお聞かせいただきたいのが、一般会計補正予算書の16ページ、17ペ

ージにかかわる教育振興費でございます。

今回の補正額については、私は、かなり高額といいますか、多くの補正を計上されているなど感じております。これが、いわゆる就学援助の認定者数に係るものなのか、それとも、認定者数はそう変わらずに、恐らく3割程度の認定率ではなかったかなと思っていますが、その中身について、給付が変わってきたということで計上されているのか、その点についてお聞かせをいただきたいと思います。

それと、これは関連になってきますけれども、中学校給食の喫食率の関係と、このいわゆる就学援助の関係といったものは、私は少し相関関係があるんじゃないかなと思っています。

要は、中学校給食については、就学援助の対象が外れていますよね、そういったところが、喫食率とも関係してくるのかなと思うんですけれども、教育委員会としてのご見解も、この際、お聞かせいただきたいと思います。

以上でお願いします。

○水谷毅委員長 答弁を求めます。

溝口課長。

○溝口総務課長 嶋野委員からの中学校給食についてのご質問でございます。先ほどの檜村委員からのご質問の中とも関連いたしますけれども、今回、先ほど目標喫食率、現状に即した形では10%をまず目標にすべきかというようには考えております。

導入前にアンケートであったり検討委員会等が実施されておりましたけれども、その中で、当時、中学校に食堂であったり購買部、パンやジュース等を売っておられて、それを利用されている方が、その当時の生徒の方の平均で20%程度、学校によ

っては若干、ばらつきがありますけれども、そのぐらいの方が利用されておられたということもございました。

また一方で、家庭からお弁当を持ってこられている方につきましては、家庭弁当の教育的な効用といったことも議論はされておりました。当然、家庭弁当を望まれる多くの保護者の方もいらっしゃるのも事実でございます。

そういった点、我々もいろいろ、全員喫食で自校方式、センター方式等、いろいろ検討はさせていただきましたけれども、最終的にはそのような家庭からお弁当を、いろんな事情があって持ってきていただけない方に、まずは焦点を当てて、その方々に安全で栄養バランスのとれた給食を食べていただきたいということで、デリバリー方式選択制の中学校給食を導入決定したという経過がございます。

業者のほうの採算性につきましては、当然、利潤を追求して、業者は営業等されておられるわけですが、現実的に本市の中学校給食の状況を考えますと、やはり5%、また10%を目標にした形での、業者にとっても何とか採算ラインに乗る数値で今、見積書等も出していただきまして、これからプロポーザルの審査に向けて進めていきたいとは考えております。

あと、就学援助の適用についてのご質問でございます。これも、いろいろ議論はこれまでさせていただいておりますけれども、我々の現在の考え方といたしましては、やはり選択制であるということもございまずので、公平性の観点から、中学校給食には就学援助を適用しないということで考えておりますので、よろしく願いいたします。

○水谷毅委員長 石原部参事。

○石原教育総務部参事 要保護及び準要保護児童に対する扶助費の件についてお答えします。

今回、この内容につきましては、新入学生徒の学用品費の就学援助費となっております。平成28年度末で認定を受けている方というのが、小学校で27.4%、中学校で28.1%、全体では27.6%となっている状況でございます。

今回、就学援助の国庫補助が平成29年3月に見直しをされまして、入学準備金は、これまで新中学1年生につきましては、2万6,860円から今回、4万7,400円、約倍近く、単価が上がっておりまして、そのことによって、就学援助率というのは、年々下がってきておりますけれども、単価の見直しがあったことによりまして、986万円の補正とさせていただいているところでございます。

以上です。

○水谷毅委員長 嶋野委員。

○嶋野浩一朗委員 まず、債務負担行為の中学給食のことから触れさせていただきたいと思いますが、私は単純に、今回の喫食率10%という話をお聞かせいただいたときに、このアンケート調査を少し拝見をさせていただいたんですよ。見ておりますと、現在、中学校の生徒で、家庭弁当を全体として選んでおられる方、89.7%おられるわけですね。

ということは、これ以外の方は、中学校給食をとっていただくと、簡単に言うと、このアンケート調査で言うと、1番と2番以外は該当しないような姿を目指しておられるからこそ、10%という目標数値を設定されたのかなというように思いました。

それであるならば、私は妥当な目標数値

じゃないかなというように思っております。そういった視点から、この10%という数字を持ってこられたのか、今、中学生のお子様を持つご家庭の環境ということも考えておられるという話がございましたけれども、私は、これはやっぱり1番と2番のみが存在するような形が、より望ましいのかなと思っておりますので、そういった視点からの数字なのかということについて、再度お聞かせをいただきたいと思っております。

それから、就学援助のお話について、よくわかりました。認定率の数字をお聞かせいただくと、若干、減ってきている傾向にあるのかなというように思います。

しかし、その一方で、単価について、相当な上がりがあるということで、今回の補正になったと思っております。この点については、よく理解できましたけれども、これからも、就学援助認定率は、下がっていくというようなお考えを教育委員会としてお持ちなのか、その点について、最後、お聞かせいただきたいと思っております。

○水谷毅委員長 溝口課長。

○溝口総務課長 嶋野委員からのご質問にお答えいたします。

確かに、アンケートの結果、このような形で90%の方が家庭からのお弁当で、それ以外の方が約10%ということですので、我々といたしましても、当然、先ほど申しました家庭弁当の効用といったものも一定理解をさせていただいておりますので、それを否定するものでございませぬので、それ以外の形で昼食をとっていただいている方に対して、やはり栄養バランスのとれた昼食をとっていただきたいということで、今回、現実にも即した形での目標設定をさせていただいたということで

ございます。

○水谷毅委員長 石原部参事。

○石原教育総務部参事 今後、就学援助率が下がっていくのかどうか、どうなるのかというところで、見解ですけれども、今回、下がっておる要因としまして、経済状況の好転によって、個人所得が伸びているということも一定言われておりますので、今後もやはりそういう外的な要因といえますか、そういうところが大きく左右されてくるかなと思っておりますので、その辺の状況によって、上がったたり下がったりすることは考えられるのかなと思っております。

以上です。

○水谷毅委員長 嶋野委員。

○嶋野浩一朗委員 3回目は要望とさせていただきたいと思っておりますけれども、今、課長にご答弁いただいたように、私もやはり、家庭弁当といったものは、非常に教育的な観点からも意味があると思っております。それは、教育委員会としても触れておられましたし、また、議会としても触れておられる方がおられましたけれども、やはり家庭の愛情の詰まった愛情弁当といったものに意味があるんだと、特に思春期の子どもたちのことを考えると、そういったところに大きな意味があるんだということについては、私も理解をしております。

それと、私の中では意外やったんですけども、中学生の娘がおりまして今、家庭弁当を持っていったんですけども、自分でつくるんですね。前の日の晩に、全部ではありませんけれども、おかずをいくつか、自分でつくるんですね。

そういう姿を見ていますと、ああ、なるほどなど。ある意味、家庭科の授業の実践版というのはあるのかなと思っておりますので、私はいま一度、家庭弁当といったもの

の意味といったことについても、また広い視点で、教育委員会としてもとらえていきながら、中学生の食のあり方という問題についても、いろいろな方向から、ぜひ検討していただきたいなというように思います。決して、目標の喫食率といったものが先行しないような形で、今後の中学校の食のあり方という問題についてお考えいただきたいなと思います。要望として申し上げます。

それから、就学援助のことについてはわかりました。正直申し上げます、認定率について、私は若干上がっているのかなという勝手な思い込みをしておったんですけども、若干下がっているということでございます。今後、どのような景気の流れがあるのかということについても、非常に大きく左右される問題だというように思っておりますので、しっかりその点もよくよくごらんをいただきながら、我が摂津市における就学援助のあり方ということについても、基準を含めて、いろいろな角度から考えていただきたいということを要望として申し上げます、終わらせていただきます。

○水谷毅委員長 ほかに質問ありますか。

安藤委員。

○安藤薫委員 それでは、各委員からも質問がありました、改めてお伺いしておきたいと思います。

一つは、債務負担行為で先ほどからも議論がありました中学校給食調理業務等委託事業、3年間の債務負担行為が計上されております。2段階に分かれています。3年契約で、調理業務等は3年間で8,700万円の債務負担、予約システムのほうは3年間で3,300万円という債務負担行為となっております。

これは、中学校給食が始まったのは、今から3年前の6月からということで、3年前の議会でも債務負担行為が組まれました。その当時の債務負担行為の額と比較したときに、調理業務の分については、もちろん、6月スタートでありましたから、3年間といっても34か月をベースにした債務負担行為、契約を前提とした債務負担行為でありましたから、減っていることは理解できるわけですが、それでも、1,900万円、今回上がっているんですね。28%増になっています。

この負担行為額の28%増について、それから同時に、予約システムのほうについては、これは36か月ベースで債務負担行為を組まれています、こちらは逆に、2,100万円、負担行為額が下がっております。その点について、最初にお聞かせをいただきたいと思います。

それから、同じく債務負担行為の変更について、これも先ほど三好委員からも質問がありましたけれども、民間保育所等の施設整備事業についてであります。

こちら、債務負担行為が変更になっている理由も先ほどお話がありました。交付金の求めるところが変わってきたということで、それから、精算方法が、一括で精算する分が年度ごとにやるということで、平成30年度、一括した債務負担行為額を平成29年度の補正と、それから平成30年度残りとして分けているということでありますが、その点、合計しますと、今回、事業総額が五千数百万円ほど上がっておりますので、その点について、お聞かせをいただきたいと思います。

それから、続いて、これも教育・保育給付費負担金の1億2,753万7,000円、保育士の処遇改善のための国からのお

金が出てくるということではありますが、保育士不足というのが非常に大きな社会問題になっています。待機児童解消は、保育士をどうやって確保していくのかということと、まずはリンクしている問題だと思うわけですが、この間も何回か、保育士の処遇改善の施策や予算等がついてきたかと思えます。

この処遇改善のためのお金がしっかりと摂津市内の保育士の賃上げであるとか、待遇改善に結びついているのか、その辺についてはどう把握しておられるのか、また、今回の処遇改善について、実施状況ですね、どのように実施されていくのかについてお聞かせをいただきたいと思えます。

それから、4点目でございますが、これは16ページの教育振興費、就学援助費の件ですね。要保護、準要保護の扶助費986万円ということで、単価のアップというようなご説明もあったんですけども、この間、小学校、中学校入学時の当初の新入学のときの負担が非常に大きいと、各自治体では、子育て支援の大事な就学援助制度でありますから、入学時の制服代であるとか教材費、スポーツ用品、さまざまなお金が5万円から10万円ぐらにかかると、就学援助費として保護者に支給されるのが、摂津市は頑張っていたけれども、8月にしか支給されないと。多額のお金が立て替え払いになっている問題を取り上げて、全国の自治体では、既に入学準備金として、入学前に支給されるというような事例を紹介しながら、摂津市にも求めてきたわけですが、今回、この増額について、その入学準備金とのかかわりについて、また、入学準備金の方向性について、ご説明をいただきたいと思えます。

○水谷毅委員長 答弁を求めます。

溝口課長。

○溝口総務課長 それでは、安藤委員からの中学校給食に係りましてご質問にお答えさせていただきます。

今回、調理業務等委託料として、3年間で8,700万円、システム等委託料で3,300万円の同じく3年間の債務負担行為を計上させていただいております。前回、平成27年6月からのスタートということで、34か月での計上で、今回の債務負担額が約28%増になった要因についてのご質問ですけれども、先ほども採算ラインといったようなご説明もさせていただいております。

実際に、業者のほうで喫食率5%であったり、10%であった場合の見積もり単価を出していただきまして、今、4者程度にお声がけさせていただいておりますけれども、その中で、当然、債務負担行為ですから、予算の上限というんですか、3年間の枠を確保するというのもございますので、そのあたりを考慮いたしまして、見積額を参考に上げさせていただいた結果、前回に比べますとふえているということと、あと、消費税が今後、平成31年の10月に10%に予定で行けば上がるということもございますので、平成31年度の10月以降は10%で積算させていただいているということもございます。

あと、予約システムに係る分では、前回の債務負担行為額からは2,100万円ほど減額となっておりますということでございますけれども、調理業務委託につきましては、前回同様に今後、金額だけではない、プロポーザルによる審査を予定させていただいておりますが、予約システムにつきましては、デリバリー方式選択制でやっておられる市町村も参考にさせていただき

ながら、実際に今、利用されておられる方につきましては、業者が変わるとまた一からそのシステムになじんでいただかないといけないとか、いろんなことを我々も考えさせていただきまして、最終的にはプロポーザル審査ではなくて、現在の業者に継続していただく形がとれればと考えております。

ただ、現在、業者から一定、お話を聞かせていただいておりますけれども、このシステムの中身といたしましては、システムの使用料と運営業務という部分で、献立に係る業務、また予約業務、集金業務等が主なこの委託料に入ってくるわけでございますけれども、他市も、現在、我々が使っておりますフューチャーインというところのシステムを一定数、全国的にも利用されてきておられますので、その分で企業努力も含めまして、委託料については減額が可能であるというようなお話も聞かせていただいております、この金額を今回、上げさせていただいたところでございます。

○水谷毅委員長 浅田課長。

○浅田こども教育課長 それでは、まず債務負担行為の変更についてのご質問にご答弁申し上げます。

事業費総額がふえているということでございますけれども、このふえている理由につきましては、まず、補助金の基準額が増額となったこと、それから、施設整備の形態が、認定こども園、幼保連携型の認定こども園として整備することになったことによりまして、認定こども園の整備補助金の活用が可能になったこととございます。

それから、保育士の確保支援、処遇改善等の質問でございますけれども、本市では一昨年から、保育士の宿舎借り上げに対し

て、民間保育所等に補助金を交付しております。それから、昨年につきましては、民間保育所等で保育支援システムを導入される場合、補助金を交付するといった事業も実施しております。

今後につきましても、引き続き、保育士の確保、地位について、さまざまな事業支援を行っていきたいと考えております。

それから、処遇改善、今回の処遇改善加算の分の民間保育所等への支給のあり方ですけれども、現在、府からの給付の申請様式がまだ出てないところでございます。これから、申請様式を出されて、民間保育所等に申請していただく形になるんですけれども、支給方法については、今後検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○水谷毅委員長 石原部参事。

○石原教育総務部参事 就学援助の件でございます。今回の補正予算計上につきましては、まさしく前倒し支給ですね、入学準備金として前倒し支給の件を考えておりまして、補正計上させていただいているところでございます。

この平成28年末に文部科学省から通知がありまして、援助を必要とする時期に支給が行えるように、入学する年度の開始前に支給しました新入学児童生徒学用品費につきましては、今回から国庫補助対象にできるように補助金の交付要綱の改正がありました。

それを受けまして、本市でも検討した結果、この平成30年の4月から、中学生になれる子どもの入学準備金につきまして、前倒しで実施をしていきたいと考えているものでございます。

以上です。

○水谷毅委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 給食についてです。先ほどからもいろいろとお話がありまして、今の喫食率、平成28年度の平均喫食率は3.7%だというような報告をいただいておりますが、3.7%では事業者の採算ラインにはとても乗らないと、先ほどのご答弁の中には20%、せめて欲しいという中で、アンケートの結果、10%というところになっているようなことで今までの単価1食あたり290円を上げて、業者に経営的な負担を、極めて大きな負担をかけないような形で契約をしたいということでの債務負担額の増額だというご説明だと思います。

この契約の方式をどのように考えておられるか、お聞きしたいんですね。中学校給食導入検討当時は、定額で業者と契約をするというような検討がなされていたと思います。しかし、定額で契約を結びますと、例えば、どこの喫食率のラインで契約するかというのは非常に問題になってきます。

当初の目標は30%でありましたから、30%を想定した定額契約を結んだ場合に、実際に今のように喫食率3.7%でも30%分の委託料が入る、それは市民の税金が業者の利益、丸々、給食をつくっていないのに、丸々になってしまうという問題が起きてしまう。

逆に、想定 of 喫食率よりも多い給食が出た場合にどう補填していくのかというような問題があったかと思うんですね。

しかし、それを変えて、今回のこれまでの契約は、1食290円、一つの学校でたった1人しか食べていなくても、摂津市内五つの中学校で1日50食ぐらいしか食べられていない状況であっても、1食290円で契約しますよというような契約だ

ったと思います。

この契約が、私も前から指摘していましたが、業者は、たとえ1食しかつくらなくても、調理師をしっかり抱えながら、衛生管理もしっかりし、輸送もし、配膳員を置いて対応しなければならないということで、これはとても業務としてやっていけないということになってきているのではないかなというように思うんですね。

今回、10%の目標を前提に考えておられるのかどうかも含めて、契約はどのようにお考えになっておられるのか、今までどおり単価1食当たり290円、これでは安過ぎるから、単価を上げて契約しますよというのか、10%を目標にした定額で契約をするのか、その点を聞かせていただきたいと思います。

それから、喫食率の問題で、アンケートでいいますと、担任の先生が2日間を抽出して、子どもたちの様子を見た状況で4.7%、給食を、選択制給食を頼んでいるということでありましたが、先ほども申し上げましたように、平成28年度の平均は3.7%でありました。目標30%がどうなのかという評価の問題もあるかと思いますが、やはりこれは、超低空飛行と言わなければなりません。

初期投資でも約8,100万円の市税、それから大阪府の補助金を活用して、子どもたちに教育の一環として、そして、給食の食べられない、お弁当を持ってこられない子どもたちにちゃんとした栄養バランスのとれた給食を提供していくんだという大きな目標と理念に基づいて始まった給食でありますから、これは、このままではいけないというのは、同じ認識に立っているのではないかなというように思うんです。

改めてお聞きしますが、平成29年度1学期平均の喫食率はどうなったのか。いろいろな努力をされているというご説明もありますけれども、平成29年度の1学期平均は幾らか。一番低いところと一番高いところ、わかりましたら、教えていただきたいと思います。

続いて、民間保育所の件について、増額のお話は理解しました。とりわけ、安威川以北の待機児童の問題というのが深刻で、9月1日現在の希望する保育園に入れないうちの子どもの数が、ネットで見ますと約223名に上っています。厚生労働省への報告、いわゆる厚生労働省の定義における待機児童数でいうと89名ということですね。

これが、今回、正雀ひかり保育園が、再来年の4月には現在の90名から180名に定員をふやしますよと、それから、健都におけるマンション開発に伴って、そこで150名規模を定員の保育施設をつくっていくということなんです。これが来年の夏ごろとお聞きしておりましたけども、現段階の待機児童に対する対応について、それから、この保育所が二つ定員増される、新築されて、新しい保育所、保育施設、認定こども園ができるということについて、待機児童解消に向けて、どのように効果があるとお考えなのか、なければ、どうしようとしているのか、さらなる改善といえますか、施策が求められると思いますが、その点をお聞かせいただきたいというように思います。

それから、教育・保育給付費負担金で、処遇改善の補助金が出てくるということですが、実際にその処遇改善が保育士にしっかりと行き渡らないことには意味がないんですね。もちろん、給料アップだけが処遇改善と言えるものではないと

と思いますが、やはり子どもの命と安全を預かる大事な保育士、国家資格を持った人たちが、専門的な知識を持って赤ちゃんから小学校に上がるまでの子どもたちを預かっていく大事な施設で働く保育士の給料が余りにも低いと、仕事の内容、責任、そして、重労働と対比しての賃金が余りにも低いということで、賃金アップというのが今、国政上でも大きな課題になっているかと思うんですね。

その中の一環での処遇改善の補助金だと思いますが、それがどのようにちゃんと摂津市内の民間保育所の保育士に反映されているのか、それをきちんと僕は、見ておかないといけないし、それが反映されていない、処遇改善につながっていないのであれば、もちろん、市としての施策、追加の施策も考えなければいけないし、基本的には国にこんな処遇改善ではだめですということを、声を上げていかないといけないと思うんです。

これまでの処遇改善、賃貸マンションの補助というのは、摂津市独自でも頑張っておられるんですけども、それがどうだったのか、それから、今回、まだ大阪府の申請様式が来ていないので、まだこれからだということですが、ちゃんと具体的にこういったものになっていく、処遇改善になっていくのかどうなのか、今、その点の把握をされているのかどうなのか、お聞かせいただきたい。

摂津市の民間保育所の保育士の平均賃金はどれぐらいなのか、それをきちんと把握した上で、処遇改善を国からおりてきて、そのまま下に流す、現場に流すということでは、摂津市としての責任を果たしているとは思えないので、その点をお聞かせいただきたいと思います。

それから、就学援助費についてであります。入学準備金が中学校入学前に、小学校6年生のうちに支給されるということは、本当に大きな前進ではないかと。ことし4月から入学準備金そのものの単価も上がりましたので、約倍額になりましたので、実際に保護者の方々が負担している額よりまだ少ないですけれども、しかし、大きな前進をしてきているなというように感じております。

そこで、この入学準備金が入学前に支給されるということになりますと、どのタイミングで入学準備金が支給されるのか、その点をお聞かせいただきたい。3月、年度末というのは、転出入の多い時期でもあります。基準日の設定いかんによっては、入学とその基準日との間に挟まる方も当然生まれてくる可能性はあると思うんですね。

そういう場合に、従来の4月の一斉受付時で8月に支給されている新入学児童生徒学用品費として、支給が漏れるはざまになってしまった方々に、きちんと就学援助費の新入学生用のお金が行き渡ることができるのかどうなのか、その点についてお聞かせいただきたいと思っております。

○水谷毅委員長 答弁を求めます。

溝口課長。

○溝口総務課長 それでは、安藤委員からの2回目のご質問にお答えいたします。

中学校給食の契約方式についての内容のご質問でございます。

現在、この平成27年度からスタートした分につきましては、先ほども申させていただきましたとおり、単価契約1食当たり290円で実施させていただいております。

今回の更新に当たりまして、業者にも何

回かお話を聞かせていただいております。当然、仮見積もりも単価のみでの積算金額、また単価プラス固定費でも出していただいております。当然、市側、業者側それぞれ一長一短あるかとは思いますが、業者にとっては単価のみであれば、現在の喫食率であれば利益がしんどくなる。市から見れば、固定費がつくと単価は下がるんですけども、やはり喫食率が低いと負担が上がってしまう。それぞれあるんですけども、我々としたしましては、現在、単価契約での契約で引き続いて考えているところでございます。

また、喫食率についてのご質問でございますけれども、平成29年度の1学期の数字で申しますと、5校平均での喫食率が4.5%となっております。平成28年度から若干数値が上がっておりますけれども、一番高いところで申しますと9.1%、低い学校で申しますと0.7%となっております。

アンケートの中でも、選択制給食をそれぞれ学校別で、学年別で数値を計上させていただいておりますけれども、例えば、第三中学校であれば1年生が12.6%、これまで低いということであった安威川以南の学校につきましても、1年生は喫食率が上がっているということもございます。第二中学校に入学予定の当時6年生の鳥飼西小学校、鳥飼北小学校の児童に体験入学の機会に全員に食べていただく試食会を実施したことも一つの要因ではないかと思っておりますので、引き続き多くの方に、このような試食会等を通じて中学校給食のよさをPRしていければと思っております。

○水谷毅委員長 浅田課長。

○浅田こども教育課長 それでは、待機児

童対策についてのご質問にご答弁申し上げます。

来年度には、山田川公園内に保育施設、それから平成31年度には正雀ひかり保育園の建て替えを予定しております。また、今年度ですね、小規模保育事業の選定を行いまして、来年4月には1か所開所をする予定となっております。

この小規模保育事業につきましては、現在、本市の待機児童の中心が0歳から2歳ということでございますので、来年度以降も、状況を見ながら引き続き整備のほうに取り組んでいきたいと思っております。

もう一つ、処遇改善に対するご質問でございます。

今回の処遇改善の内容なんですけれども、全ての保育士などを対象にしまして2%の処遇改善を行いまして、保育園等が保育士などの月給に反映させるというものでございます。

また、主任保育士や専門リーダーを設けることによりましてキャリアパスの仕組みを構築し、保育士等の処遇改善に取り組む保育園等に対しましては、処遇改善に要する費用を法定価格の加算という形で行われます。保育園等はずいぶん、加算があった分を職員に対して、月額5,000円から4万円の間で賃金改善をするというものでございます。

本市としましては、この民間保育園、実際に処遇改善が行われているかどうかということにつきましては、年度末に実績報告を提出していただきまして確認しているというところでございます。

最後に、民間保育所等の保育士の平均賃金についてでございますけれども、こちらのほうにつきましては把握していないという状況でございます。

以上です。

○水谷毅委員長 石原部参事。

○石原教育総務部参事 入学準備金の支給時期についてでございます。

現在考えておりますのが、2月1日を基準としまして、できれば2月末にお支払いのほうをしたいと考えております。現在、認定を受けている小学校6年生の世帯に対して支給を考えているところでございます。

支給時期の変更につきましては、小学校6年生全員の方に、その変更の内容と、また申請漏れがないかも含めて通知を再度していきたいと考えております。

それと、2月1日以降に転入されてくる方等、昨年で言いますと、2月中で転入されている方が1人います。転入者自体は多いかもしれませんが、もともと就学援助というものは学籍に基づいてやっておりますので、ほとんどの子どもが転入されたとしても、前学校のほうで卒業したいという意向が多く見られますので、ほとんどの方は前学校のほうで卒業をされるということで、今のところは2月1日以降の方についても、転入された方については2月末までについては考えており、支払いにつきましては事務手続上のこともありますので、3月支給になろうかと思っております。

以上です。

○水谷毅委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 給食についてです。

この債務負担行為額の補正予算が通りますと、今度、来年4月からの契約ということになりますから、これから業者を募集するということになって、契約のための仕様書をつくれ公募がかけられていくということになりますので、ここでどんな仕様書になるのか、契約の形態はどのようなのか

というのをしっかりと示した方針を示しておいていただかないと、我々議論をする場がありませんので、改めてお聞きしておきたいと思います。

市としては単価契約、今までどおり290円の額は別にして、1食当たりの契約でいきたいと。10%相当、できるだけそれに近づけるようなプロポーザルの契約でというようなことだと思いますが、その仕様書において単価契約を出しプロポーザル提案をしてくれという場合と、契約の方法まで提案を求める場合等ありますね、大分大きな違いがありますね。

契約方式、これは手を挙げたところは全部定額制であれば定額制になってしまう可能性もありますので、ここはきちんと仕様書で方針を決定しておいていただきたいと思うんですが、これは単価契約でよろしいんですね、それだけ確認しておきたいと思います。

それから、今回、債務負担行為も上がっておりますので、この間も多くの保護者の方々から、中学校給食は本当にクラスで1人食べているか食べていないかというような状況になっている中で、「本当は小学校と同じように、みんなで食べられる自校調理で、あったかい給食を食べられるようにしてもらえれば、これは当然ありがたいです。」という声が圧倒的多数だと思っておりますね。

中学校給食の導入時のアンケートでは、小学校と同じような給食という前提のもとで、8割以上の方が保護者の中では中学校給食を望んでいました。しかし、いざ始まってデリバリー方式選択制になって、冷たい給食、量の調整ができない、また予約のシステムが大変である、就学援助費が使えない、アレルギー対応が不十分である

等々、小学校の給食と比べると余りにも使い勝手が悪い子どもたちにも不人気な状態で、これだったら今までどおり家庭弁当をつかって、もしくはコンビニの弁当を買ってもらって子どもたちに食べてもらうというようなことになっているのが今の実態じゃないかと思うんです。もちろん、お弁当をつくりたい、お弁当をしっかりと子どもたちに提供したいというお母さん方が当然いらっしゃると思いますが、学校教育委員会のほうが義務教育である中学校でも小学校と同じように教育の一環として、みんなにきちんと給食が提供できるようにするという、そういう環境を整える。これはエアコンを設置するのと同じで、子どもたちが学ぶ環境を教育行政がしっかりと責任を持つという、そこが問われているんだと僕は思っています。

そういう意味では、今回の債務負担行為は、あくまでも今までのデリバリー方式選択制というものが大前提で組まれている中身であります。

この間、こういった何度も議論をやってきておりますので、一朝一夕に学校内に調理場をつかって、すぐにでもというような形に、物理的にも、時間的にも難しいというのはよく理解できるわけですが、どういう方向に向かおうとしているのか。

先ほどのお話であれば、食べていない方々、子どもたちに聞いて、これだけの方々が、おうちのお弁当がいいですと、先生が見てお弁当を持ってきているのが89%いるから、残りの10%でいいというようなことであれば、これは中学校給食そのものの理念そのものは崩されてしまいますし、現に溝口課長を初め教育総務部の給食の担当の皆さん方が、本来なら給食を活用して食育をどう発展させていくのか

ということに力を注がなければいけないのに、まるであつせん弁当の営業企画の担当のように、どうやったら食べてもらえるんだらうかと。努力は認めますよ、そうしていただいているのは大事やと思うんですけど、手段と目的がごっちゃになってしまっているんじゃないかなと思うわけですね。

そういう意味では、このデリバリー方式選択制の問題、今回も出ているんですけども、債務負担額が上がっているわけですから、少しでもそれに近づけるような創意工夫や改善点があるのかなと思うわけなんですけど、その点、先ほどご説明していただいたほかにありましたら、ぜひ教えていただきたいと思います。

それで、待機児童の問題ですね。

二つの園で約240名ですね。これは来年の夏から150名、再来年の4月には90名増というようなことです。もう一つ、今、募集しているのは来年の4月なんですね。来年の4月オープンの小規模保育事業所を募集している。これも定員19名、0歳から2歳までというようなことでいきます。

先ほどご紹介させていただいた今の摂津市の入りたい保育所に入れたい、もしくは30分以内で通えるような保育園に無理に、千里丘の方が鳥飼保育所まで行っていらっしゃる方もいるとお聞きしているんですけども、そういう苦勞をかけながらも行ってもらっている方を、身近なところ、希望する保育所に入ってもらおうというのを含めると、もらえてないということを考えると223名の方が現状入れてない。

摂津市の課題である0歳、1歳、2歳でいきますと、その8割から9割が0歳、1歳、2歳の方々が、現状、入れてないんで

すね。お仕事に復帰したいけどできないというお母さん方が、たくさんいらっしゃる状況で、これは毎年繰り返されていることです。

もちろん認可保育所をふやしていったり小規模保育所でもA型で頑張っているということは大変評価するものでありますが、これではとてもじゃないですけども、摂津市の子育て支援、働きながら子育てがしたいという保護者の皆さんの願いに応えることができないと思うんです。

その点について、改めて、部長のお考えを聞かせていただきたい。どうされるんですか。児童福祉法で義務ではなくなってきたのかもしれませんが、しかし児童福祉法はしっかり残されていますから、保育を必要としている子どもということで摂津市が223名の方を認定しているんです。あなたは保育所に入る必要がありますと必要性を認めているのに、入る保育所が現状ないという状況。

数年後には百数十名単位でふえていくけども、しかし、そのときにはまだマンション開発がありますからカバーできないということもありますので、その点、やっぱり目の前にある子どもたちをどう保育を見ていくのか、もっと工夫もし、予算もつけてやるべきではないかと思うんですけど、それだけ聞かせてください。

それから、処遇改善については、やはり市内の民間保育所の保育士の平均賃金等の実態は、ぜひ把握しておいていただきたいと思うんです。

例えば、今年度、文教常任委員会で荒川区に部長も一緒に視察に行ってきて、非常に財政規模も大きな都市基盤も違うところではありましたけれども、地元保育士

を呼ぶためのいろいろな工夫もされてきました。

規模は違うけれども、摂津市も実態を把握して、摂津市に保育士をたくさんふやしていく、そういった改善に努力するためには実態を把握しないとだめだと思いますので、その点は要望しておきたいと思えますし、今後の活用方法についてもチェックをしておいていただきたいと思えます。

本当は、処遇改善を利用するために保育事業者の方々が、これかなりいろいろな細かい事務手続をやらないとできない。現状、人手不足の現場で、こういった事務手続をやって入ってくる補助金がほんのわずかであれば、それならやめておこうかというような話にもなりかねないようなことで、本当であれば余りにも低い保育士の処遇改善、賃金アップのために国にもっと働きかけをしていかないといけないなということは申し上げておきたいと思えます。

それから、最後、就学援助費ですけども、入学準備金の期日は2月1日だけでも、若干2月中であれば何とか支給できるように運用をしていきたいということでもありますので、できるだけ漏れのないようにしていただきたい。できたら新入学児童生徒学用品費でカバーができるような工夫もしていただきたいと思うわけですが、それは希望としておきたいと思えます。

あわせて、お聞きしておきたいんですけども、小学校の入学時の準備金についても検討課題であるということですが、この点についてどうお考えなのか、もう1点だけ聞かせていただきたいと思えます。

○水谷毅委員長 答弁を求めます。

溝口課長。

○溝口総務課長 それでは、安藤委員から

のご質問にお答えいたします。

今後の仕様書等について、契約方式についてのご質問でございますけれども、先ほども答弁させていただいておりますとおり、我々といたしましては、単価契約は仕様書のほうでも提示させていただきたいと考えております。

また、今後のあり方についてのご質問でございます。

委員のほうからもございましたが、導入前のアンケート結果で、保護者の8割の方が小学校と同様の給食を望まれたという結果ではございましたが、その一方で、生徒の8割の方が、保護者等がつくるお弁当を希望されたという結果もございます。今回のアンケートでも、90%の方が家庭からのお弁当を食べておられるという状況がございます。

まだまだ課題はあるとは考えておりますけれども、今後、中長期的には女性の社会進出や社会情勢の変化も鑑み、時代に応じた形での給食のあり方について皆様のご意見をいただきながら考えてまいりたいと思っております。

あと、デリバリー方式選択制で、今後3年間、引き続き進めさせていただく予定ではございますが、今回、一つの改善で申しますと、システムのほうは、現在は利用者の方に希望確認をとってから登録をいただいております。現在、約50%の方が利用登録をいただいておりますけれども、今後、全員登録を前提とした形でのシステムを考えております。そのことで、保護者の方の最初の申請等の負担が軽減されるものと考えておりますので、いつでも食べたいときに、最初の入金というものは発生いたしますけれども、スムーズな形で予約していただけるもの

と考えております。

また、現在、献立改善を初め試食会であったり当日販売の実施等、いろいろさせていただいております。引き続き、この改善を進める中で、少しでも多くの方に、デリバリー方式選択制給食を食べていただけるようやってまいりたいと考えております。

○水谷毅委員長 石原部参事。

○石原教育総務部参事 小学校1年生の前倒し支給ということでございます。

小学校1年生の前倒し支給につきましては、やはり認定方法でありますとか、周知方法でありますとか、さまざまな課題が出てくるかなと考えております。ただし、他市でも、もう既に導入している市町村もあると聞き及んでおりますので、その辺あたりを参考にしながら検討していきたいと考えております。

以上です。

○水谷毅委員長 前馬部長。

○前馬次世代育成部長 待機児童、特に0歳から2歳までの待機児童について、現状としてたくさんおられる中で今後どうしていくのかというご質問にご答弁申し上げます。

もちろん大きな課題でありますし、早急に解消しなければならない課題と捉えております。

これまでもさまざまな取り組みをしてみたいところですが、取り組みをしても待機児童がなかなか減らない現状もでございます。引き続き、小規模保育事業A型をふやし、また既存の認可保育施設の定員増等についても法人に働きかけ、何とか0歳から2歳の待機児童の解消に努めてまいりたいと考えております。

また、大規模な保育所の新設、あるいは

建て替えもございます。将来的な子どもたちの数というものも見据えながら考えていく必要もありますが、特に小規模保育事業A型については、連携施設等も見つける際の協力についても努めながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○水谷毅委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 中学校給食については、これからも議論をしていきたいと思うんですけども、やっぱり義務教育の一環としての学校給食であります。もちろん子どもたちに意見を聞く、改善点を求めていく、大事なことです。否定はしません。しかし、教育環境であるとか、よりよい人格形成や成長のために、学校施設、教育委員会や教育行政がどのような環境をつくっていくのかというのは、あくまでもこれは行政であり大人の責任だと思います。

教育の内容をやるかやらないかを子どもたちにまで聞くのかどうなのか、そういったところが問われると思います。もちろん意見を聞いて改善を図るというのは、これ大事なことです。子どもたちの意見表明権を大事にしなければいけません。施策を導入していくかどうかという点で、子どものアンケート結果を非常に過大に評価、課題といいますか、そこを理由にしてなかなか進められないというのは、これはまた問題であると思います。

もちろん家庭弁当の重要性ということもおっしゃる保護者の方もいらっしゃいますので、そういった方とも意見調整しながら、しかし何が子どもたちにとっていいのかという観点からの議論を我々はやるべきだということを申し上げておきたいと思います。その上に立って、デリバリー方式選択制でも改善できることがある

やないかという意見を、私どももやってきているつもりです。

ですから、中学校3年生の男子と中学校1年生、2年生の女子では食べる量が違って、おかわりができるのかどうなのか、現状ではできない、量が少ない、量が多いという問題もあります。そういったところの改善は、今回、中にちゃんと入れられているのかどうなのかということがあると思います。

それから、アンケートの結果の中では、2日間ですけども、お弁当も給食も頼んでいない、お弁当もコンビニの食べる物も何も持ってきていないという方が6人いらっしゃいました。どういった方なのか、もちろん担任の方は把握していらっしゃるかと思います。同じ生徒なのか違う方なのか、何でそういった状況になっているのか。

今、子どもの貧困というのは非常に見えにくい状況になって、見た目わからなくても実は深刻な貧困が進んでいるという状況があるというのは、恐らく現場の先生や教育委員会の皆さん方もよく理解していらっしゃることであって、見えるところだけで判断をしていたら大きな落とし穴が待っている。義務教育として、きちんとした環境を整えるということを申し上げておきたいと思います。

それから、就学援助については、小学校の入学前についてもですね、ぜひ早急に実施を図っていただくようお願いしておきたいと思います。

部長から答弁いただいた待機児童の問題です。

保育所がふえれば、さらに潜在的な保育需要というのが、また顕在化してくるということで、非常にイタチごっこになってきた、「ごっこ」という言い方はおかしいで

すけども、潜在的な需要というのは、やっぱり保育需要があるということでありますから、そこをきちんと把握をしていくということが大事だと思います。

だからといって、今、国家戦略特区の中で、保育のいろいろな規制が緩和されてきている中で、利益を求めていく株式会社の参入であったり、保育士の資格を必要としないような保育の導入であったり、一応、特区ということで認められてはいますけども、それは摂津市の子どもたち、それから保護者にとって、子育ての環境としては、私は決してよくない悪いことだと思います。

これを言いながら、これも言って、非常に難しい難題を言っているのかもしれませんが、やっぱり摂津市の子どもたちの育つ環境、それから子育て中のお母さん、お父さんたちを応援する環境をどうやってつくっていくのかという立場で物事を考えていただきたいと思います。そういう意見を申し上げておきます。

○水谷毅委員長 ほかに質問ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○水谷毅委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時26分 休憩)

(午前11時28分 再開)

○水谷毅委員長 再開します。

議案第66の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

質疑ございますか。

嶋野委員。

○嶋野浩一朗委員 それでは、1点だけお聞かせをいただきたいと思います。

この議案65号につきましては、国家戦略特別区域法ということで、いわゆる地域限定の保育士についてもですね、しっかりと認めていこうということなんだろうと思います。

全国的に見ておりますと、この地域限定保育士という制度を採用しているところというのが少しずつ出だしているのかな、大阪府もその地域というか、一つなんだろうと思っておりますけれども、実際に、今、摂津市の現場で、いわゆる地域限定の保育士が活躍されておられるということについて、教育委員会として状況をつかんでおられるのか、今後、どのようにお考えなのか、少しお聞かせをいただきたいと思えます。お願いします。

○水谷毅委員長 答弁を求めます。

浅田課長。

○浅田こども教育課長 それでは、地域限定保育士についてのご質問に答弁いたします。

民間保育所のほうでは地域限定保育士の資格を持った方がどれだけ働いているかというのは把握していないんですけれども、本市の公立保育所では、現在、地域限定保育士の資格を持ったものは、臨時職員として1名働いているところでございます。

以上です。

○水谷毅委員長 嶋野委員。

○嶋野浩一朗委員 現状については、よくわかりました。

もう一つは、今後、地域限定保育士についても摂津市の中で採用していくという方向をお持ちなのか、それから、民間についてはつかんでおられないというお話でございましたので、そこについては、私、特に地域限定保育士と保育士とで、どのよ

うな差があるのかということについては、そこまで私自身が納得をして理解できているわけではありませんけれども、そういうことについても、今、保育士不足といったことが大きな問題であるということについては、大きな問題として、ざっくりとした大きな問題としては私もつかんではおります。

その中で、こういう状況があって国家戦略特別区域法ということで地域限定保育士という制度ができてきたわけですね。そういうことを考えていくと、やはり摂津市の民間の状況といったものもつかんでいきながら、教育委員会として今後どのようにしていくのか方向性を持ちながら、これは対応していくべき問題であろうと思っておりますので、その点について再度お聞かせいただきたいと思えます。

○水谷毅委員長 浅田課長。

○浅田こども教育課長 ただいまのご質問にご答弁いたします。

保育士不足問題が深刻化する中、都道府県が実施する年に1回の保育士試験に加えて、2回目の保育士試験を実施することで、その合格者は働く地域が、3年間、その自治体に限定されるというものでございます。

試験の難易度につきましては、通常の保育士試験と同じとされておりますので、本市でそのような方が応募された場合、特に普通の保育士資格を持った方と同じような扱いで採用していきたいと思っております。

○水谷毅委員長 嶋野委員。

○嶋野浩一朗委員 今、課長からご答弁いただきましてね、ぜひそういったことも、しっかりと教育委員会としての考えを民間の事業者の皆さんにもお伝えをしてい

きながら、今後の本市における保育士不足ということについても、しっかり対応できるように要望をさせていただきます。

以上です。

○水谷毅委員長 ほかに質問ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○水谷毅委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時33分 休憩)

(午前11時34分 再開)

○水谷毅委員長 再開します。

議案第66号所管分の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に移ります。

ありませんか。

安藤委員。

○安藤薫委員 議案第66号について、少し質問しておきたいと思います。

今回、文教上下水道常任委員会の所管は、子ども医療費助成とそれからひとり親家庭医療費助成に係るところということであり、そこではありますけれども、今回の提案理由が大阪府の福祉医療費助成制度の再構築に伴うものであるということから、子ども医療費助成、ひとり親家庭医療費助成、重度障害者医療費助成、それから老人医療費助成と、この四つの福祉医療費助成制度が今回どのように変わって、摂津市の条例にどんな影響があるのか。実際、当事者がこの条例改正によってどう変わっていくのかについて、総括的にご説明いただきたいと思います。

○水谷毅委員長 答弁を求めます。

石原部参事。

○石原教育総務部参事 今回の福祉医療費助成制度におきましては、大阪府のほう

で市町村と共同設置しました福祉医療費助成制度に関する研究会において、平成22年度以降の対象者の範囲でありますとか、国の公費負担医療との整合等も考慮した中で、持続可能な医療費制度ということを中心に、これまで研究検討をされてきたところでございます。

今回の内容も、やはり、この福祉医療費助成制度が持続可能な制度構築の観点から、対象者と給付の範囲について選択と集中を行うとともに、受益と負担の適正化、この二つを図ることを目的として、この平成30年4月から実施するものとなっております。

大きな内容としましては、これまで四つありました医療費助成の中で老人医療と障害者医療が整理統合されまして、新たに重度障害者医療として統合となっておりますところでございます。

それと、ひとり親家庭医療では、裁判所からのDV保護命令が出されたDV被害者に対象が拡充されておるところでございます。

それと、もう一つが、一部自己負担額について、子ども医療費助成とひとり親家庭医療費助成につきましては現状維持となっておりますが、障害の部分については、自己負担が上がっておるところでございます。

今回、これを受けて、ひとり親家庭医療費助成と子ども医療費助成のところについては大きな影響はないものと考えております。

この医療制度の中で、障害児であった子どもが、これまで障害の医療を受けておられた方が子ども医療費助成制度のほうに何名か移り変わってくるであろうと。また、老人医療費助成が廃止されましたので、そ

の分で、ひとり親家庭医療費助成のほうに何名か移ってくるのではないかと考えているところでございます。

以上です。

○水谷毅委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 大阪府のほうで、国の制度との整合性であったりとか国民の医療負担が、高齢化が進んでいったりする中、国が医療に対しての財政支出を減らして、国の今の状況で自然増もありながらも抑制をして、制度そのものを持続的に運用できるようにしていこうということでの改正だと。

そのためには、若干自己負担額が市民の方々にふえている。とりわけ老人の方や障害の方々は、受けられる範囲がふえる人もいらっしゃるけども、重度でない方々の中度・軽度の方々については自己負担額がふえていったりすると、また対象から外れていくというようなことが、ここに書かれて、そういった制度が大きな今回の再構築の中身ではないかと思うんですね。

子ども医療費助成とひとり親家庭医療費助成が、今回、外されて従来どおりということになりました。この辺の議論について、ほかの障害を持っておられる方、重度障害の方々が1回500円で、今までですと、一医療機関で上限1,000円、複数医療機関であれば上限2,500円だったものが、一医療機関の上限が廃止されて、複数医療機関を受けた場合の上限額が2,500円から3,000円に上がった。院外薬局についても、今までは医療費助成の範囲の中で運用できていたものが別の医療機関で受けたものとして考えられますから、そちらでも上限3,000円となると。

そうなりますと、いずれ還付金として返

ってくるかもしれませんが、医者に通院をしたりすることによって、一旦財布から支出しなければいけない窓口負担というのが大幅にふえていくというような状況が生まれてきかねないという問題で、私たちもこの問題、早期から取り上げて、そういう改正、改悪はやめるべきだと声を上げてきたわけですが、そうした中で子ども医療費助成とひとり親家庭医療費助成については、この一部負担額の増額については見送られたということではありますが、その点の経過ですね、摂津市がこういった議論の中でどのように意見してきたのか、その辺を聞かせていただきたい。

○水谷毅委員長 答弁を求めます。

石原部参事。

○石原教育総務部参事 子ども医療費助成とひとり親家庭医療費助成のところで一部負担の据え置きがあったというところでございます。

これまでの経過とといいますか、社会全体の中で、今、子どもの貧困等いろいろと言われる中で、やはり子育て支援というところの視点が、かなり重要となってきたおる現状がございます。そういうところを含め据え置きになっているのではないかなと思っておりますし、これまでも再構築に当たりましては、市町村のほうから福祉研究会にも意見聴取をさせていただいておりました、再構築による対象外となる方についての激変緩和でありますとか、一部自己負担については過度な負担とならないように、定額の負担の500円を維持することということも意見してきたところがございます。

以上です。

○水谷毅委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 子ども医療費助成、ひとり

親家庭医療費助成については現状維持ということですが、大阪府のこの福祉医療費助成制度の再構築の考え方は、もともと、子ども医療費助成もひとり親家庭医療費助成も入っていたもので、こういった考え方がこのまま続くようであればね、子育て支援策のところについても、こういった影響が及びかねない。現に、入院時食事療養費の補助金が、ずっと削られてきております。今度も、非課税世帯の重度障害者の方々の入院時食事療養費も廃止されて、これは民生常任委員会のほうでやっておられるから言いませんけれども、そういった流れが出てきています。本当に困っている方々、体のぐあいでも、どうしても複数の病院へ通わなければならないような方々、入院を必要とする可能性の高い方々への負担がふえてきている。高齢者の方々は、年金が減らされる中で保険料の天引きがたかさんされて、実際に手取りが減っている中で、医者に行く機会を減らさざるを得ないというような状況が生まれてくるというような大きな再構築の流れが起きておりますので、私は子ども医療費助成、ひとり親家庭医療費助成に限らず、摂津市から影響は大きいんだということをしっかり大阪府や国にも言って、これは摂津市の条例ですから、摂津市独自でも、これを踏みとどまって頑張る、これまでも一部頑張るってこられたわけですので、頑張るっていただきたいということを申し上げておきたいと思っております。

以上です。

○水谷毅委員長 ほかに質問ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○水谷毅委員長 以上で質疑を終わります。

次に、議案第67号の審査を行います。
本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

檜村委員。

○檜村一臣委員 今回、ひとり親家庭医療費助成対象者の範囲を拡大ということで、「教育施設に在学している大学生等」と書かれているんですけど、まず初めに、この「大学生等」がついている部分について、ご説明をお願いします。

○水谷毅委員長 石原部参事。

○石原教育総務部参事 今回のこの条例の中での「大学生等」につきましては、現在考えておるところが、大学、それと短期大学、専修学校の専門課程、高等専門学校の4年・5年生と、いわゆる日本学生支援機構でいいます奨学金の給付貸し付け等の対象とされている教育機関というところで、高等教育機関をここで示しております。

以上です。

○水谷毅委員長 檜村委員。

○檜村一臣委員 これは、医療費助成を否定するものではないので誤解のないようにお願いしたいんですけども、大学生といいますが、一番気にかかる部分としましては、途中で退学されることもあるということで、退学されたら恐らく助成も受けられなくなると理解しているんですけども、その退学される、されないの部分についての把握はどうされようとされているのかということと、その把握の部分がおけると、助成されている部分を返してもらえないといけないということとかが生じる可能性があるかどうかについて、お聞かせ願いたいと思っております。

以上です。

○水谷毅委員長 石原部参事。

○石原教育総務部参事 大学生等の確認でございます。

非常に難しい問題であるというところで、これまで検討してきました。最終的な結論としましては、助成額の支払い方法を償還払いという方法でさせていただきたいと思っております。

償還払いといいますのは、一旦、医療機関の窓口で支払いをしていただきまして、その領収書を持ってきていただいて、還付させていただくという手続であります。その時点で、在学証明書を持ってきていただいたり、所得制限の一定の書類であったり必要書類をそのときに持ってきていただいて、対象者であるかどうかの確認をさせていただきたいと考えております。

その時点で、もし大学生でなければ、もちろん大学生でなくなった時点以降の分については返還を求めていきたいと考えております。

以上です。

○水谷毅委員長 榎村委員。

○榎村一臣委員 その把握の中で、月ごと日ごとの計算については、事実を知った日、実際やめられた日等があると思うんですけど、そのようなところについてはどうお考えでしょうか。

○水谷毅委員長 石原部参事。

○石原教育総務部参事 大学生等でなくなった日ということで、今は考えております。

以上です。

○水谷毅委員長 三好委員。

○三好俊範委員 榎村委員のほうから質問されていましたが、そもそも、この議案が大学生、学生の方を対象としたまづ理由というのと、ひとり親家庭は、僕もそ

うでしたけども、いろいろ複雑な家庭環境がある方もいらっしゃるまして、例えば18歳になってから高校に通われる、夜間の高校に通われる方とか通信制の学校に通われる方、働きながらそういったところに行かれる方等もいらっしゃると思うんですけども、そういう方々にはフォローされているのかどうか。

あと、働かれるということなので、そういう方々は所得があることなんですけども、ひとり親家庭の方でもかなりの所得がある方もいらっしゃると思うんですけども、そういう方々の所得制限とか考えられているのか等々を教えていただければと思っております。

○水谷毅委員長 答弁を求めます。

石原部参事。

○石原教育総務部参事 今回、この大学生等、22歳までの医療費助成制度につきましては、第1回定例会における市長の市政方針の中で、子どもや若者の健やかな成長を支えることが、やがて全ての世代の安心と活力につながるものということで、22歳までを対象とした大学生等への医療費助成制度の創設に向けて、これまで取り組んでまいったところでございます。

それを受けて対象者でありますとか所得制限の検討を行ってまいりました。平成30年4月からこども医療費助成について18歳までを対象とすることが、第2回の市議会定例会で可決を賜りました。

一方、経済支援として、子どもの貧困対策という視点から今回やはり取り組んでいく必要があるのではないかとことや家庭の経済格差というものが教育格差をもたらすと、それが、ひいては将来の所得格差へつながると、そういう貧困の連鎖を断ち切りたいというところで、子どもの

貧困率の中でも特にその率が高いひとり親家庭について今回は焦点を当てて、貧困対策とあわせて高等教育への機会均等というところで、できるだけ高等教育への進学につながればというところで、今回の条例を制定させていただいております。

それと、就職されている方については除く形を考えております。

それと、あと所得につきましては、児童扶養手当の所得制限がございますので、そちらのほうを活用させていただきたいと考えております。

以上です。

○水谷毅委員長 三好委員。

○三好俊範委員 僕の先ほどの質問の中でありました、例えば夜間学校へ行かれています方とか通信教育の方であるとか、いろんな教育機関がふえておりますけども、そういったこの点について、もう一度お答えいただきたいのと、そもそも所得格差を広げないためにというお話でしたけども、ひとり親家庭の方で家庭の事情で働かざるを得ない方々もいらっしゃると思うんですけども、その方々に対しての対応に至った理由について教えていただきたいと思っております。

○水谷毅委員長 石原部参事。

○石原教育総務部参事 今回、大学生等につきましては、日本学生支援機構のほうの奨学金の対象となるところを基本として考えておりますし、所得制限もございますので、もし働いている方等で所得がある場合には、そこから外れることもあるかと思っておりますし、認められる場合もあるかと思っております。

それと、今回、あくまでもひとり親家庭に焦点を当てさせていただいたということにつきましては、日本での貧困問題とい

うところに焦点を当てたところでございます。当然、ひとり親家庭にも所得の高い方もおられますし、2人親の方でも所得の低い方もおられると思いますので、順次、これから貧困対策としてどういうところに焦点を当てていけばいいのかということとをさらに検討を進めていきたいと考えております。

あと、夜間学校につきましては、就学援助での負担軽減というのも現状のところでございます。

以上です。

○水谷毅委員長 三好委員。

○三好俊範委員 そもそも、ひとり親家庭の方の所得格差をなくすためにされているということなんですけども、何度も申し上げて申しわけないんですが、その排除されてしまっている方々が0人ではないとは思うんですね。今後、この条例が長い間続いていくことを仮定する場合、さまざまな理由で大学に行けない、学校に行けない方々がいらっしゃると思うんですけども、その方々をもう少し考慮してもいいのではないかなあと。学校に行っているから医療費がただになる、ひとり親家庭の方でさらに大学、18歳以上で学校に行っていないと医療費が助成されないというのは、余計逆に格差を広げていくことにはなりかねないのかなと正直思っているところでございます。そういうところをもう少し熟考というか、考えてもらってから条例を定めていただければと思っております。

以上です。

○水谷毅委員長 嶋野委員。

○嶋野浩一朗委員 この議案につきましては、当初、市長の平成29年度の市政運営の基本方針の中で、大学生であれば22歳まで助成をしていきたいと思いますという方

向性が示されました。

そのね、条件であれば、正直申し上げまして私もなかなか賛成をしかねるなあということは思っておりましたけれども、今回、いろいろとその条件といいますか、対象を絞っていただきました。ひとり親家庭ということに対象を絞っていただいたということについては、私は妥当なご判断をされたのではないだろうかと思っております。

今回、お聞かせいただきたいのは、もし、この議案が賛成多数で可決となった場合に、教育委員会として実際どの程度の方が対象となって、どの程度の予算の執行が見込まれているのか、その点についてお聞かせをいただきたいと思っております。

○水谷毅委員長 答弁を求めます。

石原部参事。

○石原教育総務部参事 現在、考えておりますところが、高校生の中で、ひとり親家庭の方が各学年で約100名程度おられますので、その中で、今、国の大学等への進学率というのが約41%でございます。その中で4年間ということで、約200名となりますけれども、一家庭が約1.5人の子どもを抱えるという人口ビジョンがありますので、そこから換算しますと、約130世帯の方が対象になれるんじゃないかと、その世帯主と子どもが対象になってくると。事業費につきましては、平成27年度の決算から積算を行いまして、約500万円から600万円という程度を見込んでいただいております。

以上です。

○水谷毅委員長 嶋野委員。

○嶋野浩一朗委員 その大体の予算の想定については、よくわかりました。しっかりとその状況を見定めていただきたいな

と強く思います。

と申しますのは、生活保護という制度がありますよね。この制度そのものは必要な制度だと思っておりますが、残念ながら、この制度を悪用するという事例もあるようです。

その中に、実際は同一の生計の中にあるのに、いわゆる偽装離婚をして生活保護の対象になっていくというような事例もあるとお聞きをしております。

ということは、このひとり親家庭の場合も、そのようなことについてもしっかりとこれから確認をしていかなあかんと思っておりますので、本当にひとり親家庭なのか、いやそうじゃないんだと、確かに形式としてはそうかもしれないけれども、実態はどうかということについてね、よく把握をしていながら、この制度の執行に当たっていただきたいということをお願いとして申し上げたいと思っております。

○水谷毅委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 年度当初は、子ども医療費助成制度を高校卒業まで、それから、さらに22歳、大学生世代までということで、市長が当初ですね、方針を表明されました。

その後、所得制限等々いろいろな検討を積み重ねられてのひとり親家庭の大学生等の方々に対象者を限定されたということで、今、対象者の数等も根拠も示されながらご説明をされていたと思うんですけども、貧困対策と、それから同時に、貧困が高等教育を阻む、機会均等の状態を正すというためのものが今回の制度の大きな目的、理念の一つだと思うんで、そういう意味では、その目的と当てる施策が直接当たっていないような気がしています。

もちろん医療費助成で支援するというのも大事ですが、私は、三好委員が指摘

されたことは非常に重要だと思っていて、子育てしていながら高等教育を受けるために何が必要かということになれば、高等教育の無償化という国際公約が日本にはあるわけです。これが、なかなか国のほうでは進んでいないというのが大もとに問題があるわけで、給付型の奨学金であるとか高等教育等の無償化について足を踏み出している、非常に重要でありますので、そういった観点から摂津市独自の施策としても考えていく必要があるということをお願いしておきたいと思えます。

とりわけ、私立高等学校の支援金が支給されています。今までの貸し出しの奨学金を廃止したし上で、非常に所得制限が厳しくなって授業料に対しての補助が出されていますが、ひとり親家庭の子どもの教育、貧困家庭の高等教育を受けてもらうための大事な施策という点では、これだけをもってやるべきものではないということではありますので、その点を申し上げておきたいと思えます。答弁は結構です、要望とします。

○水谷毅委員長 ほかに質問ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○水谷毅委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後0時 休憩)

(午後0時57分 再開)

○水谷毅委員長 それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

議案第60号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

嶋野委員。

○嶋野浩一朗委員 それでは、最初に単純

な話なんですけれども、今回、債務負担の追加ということで、2件、限度額を上程されておられます。

まずは、この限度額の算定について、どのような根拠のもとで出されておられるのか、まず、その点についてお聞かせいただきたいと思えます。

○水谷毅委員長 末永部参事。

○末永上下水道部参事 嶋野委員からご質問をいただきました。2点の債務負担行為の積算根拠でございます。

一つ目での建物等総合管理事業でございますが、ここの部分につきましては、窓の清掃とか空調機保守点検、自動扉保守点検等ございまして、一般的に本庁のほうでもやられているところに一緒に入っていく内容があり、今まで水道単体でやっておったところがありました。

その中の算定のほうでございますが、一定、複数者、例えばエレベーターでございましたら1者という形になるかと思うんですけども、複数競合する内容につきましては見積もりを取らせていただきまして、見積もりの中から単価の設定という形でさせていただきたいと考えているところでございます。

もう一つの太中浄水場運転監視等管理事業でございますが、以前、平成25年度から太中浄水場の運転監視業務のほうを委託させていただいている中、その間5年間、一定債務負担行為での契約期間で設定させていただきました。その中で、今度、また新たな契約というか、5年間で平成30年度から平成34年度までの契約をさせていただくという形の中では、この当該請負業者もございまして、ほかの業者からも見積もりをとりながら、1年間365日、太中浄水場運転監視等管理に携わる経

費を計上しているところでございます。

以上でございます。

○水谷毅委員長 嶋野委員。

○嶋野浩一郎委員 それでは、2回目をお聞かせいただきたいんですけども、かつての議論の中で、太中太中浄水場運転監視等管理事業においてね、当初の限度額に対して、相当に、たしか四十数%の額で執行されていたというようなことがあったと思います。これの委託ということで、下限を設定していないというお話がありまして、そのことについては特に問題があるわけではないというようなご認識だったと思います。

今回の2件のこの債務負担につきましても下限といったことを設けることなく、これから実際に委託をしていくことになるのかね、まずその点について、2回目、確認をさせていただきたいと思います。

○水谷毅委員長 末永部参事。

○末永上下水道部参事 委員のほうから2回目のご質問をいただきました。

前回、たしか平成24年度でございましたか、この太中浄水場の委託業務の債務負担行為をお願いしました。

今回させていただく金額につきましては、当然、最低価格を見た金額ではないかと思えます。その中で、委託業務となる中では、摂津市では、工事のほうには最低制限価格ということは設けさせていただいて、やらせていただいているんですけども、委託のほうには現状では下限がないと。今回の入札につきましても下限がございませんので、その辺で、結果的にどういう形になるかは別にしまして、現状は無いという内容でございます。

以上でございます。

○水谷毅委員長 嶋野委員。

○嶋野浩一郎委員 ということは、この2件の債務負担をどこにお願いしていくのかということについては、いわゆるプロポーザル形式のような形で、実際どのような事業をしていただくのかということを経合的に判断していくと。限度額が設けられておりますので、これを超えない範囲ということについては当然、大前提だと思えますけれども、そのような形式で進められていくという認識でいいのでしょうか、その点について確認をさせていただきたいと思えます。

○水谷毅委員長 末永部参事。

○末永上下水道部参事 嶋野委員の3回目のご質問にお答えします。

本件2件ございまして、建物等総合管理業務委託のほうは本庁と統合してやらせていただいております。その中で、ここの分は競争入札という形をとらせていただきたいと思いますと考えております。

太中浄水場運転監視等管理委託につきましては、制限付一般競争入札で、一定制限をつけながらも一般入札でやるという形をとらせていただきたいと思いますと考えております。

以上でございます。

○水谷毅委員長 嶋野委員。

○嶋野浩一郎委員 建物等総合管理事業については、本庁と総合的にということでございますので、そこはしっかりと水道部としても本庁の判断について見守っていただきたいと思います。

その太中浄水場運転監視等管理委託のほうなんですけれども、やはり限度額を設けられたという際には、いろいろと見積もりも取りながら、限度額でありますけれども、いろいろな状況も勘案しながら出されてきた金額なわけでありまして、そこに

については一定尊重していきながら、前回の
ように相当に低い金額での落札というより
も、その内容についてもいろいろと見て
いただきながら、私はプロポーザル方式の
ような形でお願いしていくということの
ほうがふさわしいのかなあと思いますの
で、その点は、ある意味、要望として申し
上げたいと思います。

○水谷毅委員長 ほかに質問ございませ
んか。

安藤委員。

○水谷毅委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 今、嶋野委員からもご質問
がありました太中浄水場運転監視等管理
事業の債務負担行為についてです。

平成25年度から委託をされていると
いうようなご説明もありましたが、平成2
5年度から平成29年度、平成24年度の
3月議会で債務負担行為が計上されてお
ります。当時は2億4,570万円の負担
額計上をされております。

今回、4億4,854万円ということに
なっております。同じ5年契約です。いろ
いろ契約の形態等が変わってきているか
と思いますが、初めてでございますので、
この間の当初の委託契約からの推移です
ね、契約の内容等の変更、それから今回の
更新の内容について、少しご説明いただ
けたらと。

○水谷毅委員長 答弁を求めます。

樫本課長。

○樫本水道施設課長 安藤委員のご質問
にお答えさせていただきます。

前回と今回とで、金額が、大分大きくな
っているんですけども、その違いの経過を
ご報告させていただきます。

前回の発注の初期、最初のときには、土
曜と日曜と祝日の終日の委託と平日の夜

間の委託だけを範疇としておりました。

それが、平成27年度より終日委託、平
日につきましても昼間も委託するという
形で、365日、終日委託という形式に途
中で変わっております。それから、消費税
のほうも額が上がっております。

今回につきましては、そのような経過を
踏まえて、今後、消費税が10%になる
ということも想定した中で、来年度は8%
、そのあと3年は10%というような形で
考慮を入れさせてもらっているのと、それ
から人件費につきましても、過去5年か
ら比べまして、やはり上がっております。
それが、額がふえているところの要因にな
っています。

それから、別個に新たな業務委託のほう
も、運転監視業務を入れましてですけれ
ども、太中浄水場の運転の管理委託以外
に維持管理のほうにつきましても、13
点ほどですけど新たに委託の内容を追加、
合わせてやっているということもあります
ので、当初よりは大分額が大きくなった
という形になっております。

○水谷毅委員長 末永部参事。

○末永上下水道部参事 申しわけござ
いませぬ。先ほどの樫本課長の答弁で
の消費税についてでございますけども、
平成31年9月までは8%、10月か
ら10%の内容で、訂正させていただきます。

○水谷毅委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 太中浄水場の運転監視
については、当初は土日、祝日、それ
から夜間やっていたものを、平成27
年から平日の昼間も、ですから今お
っしゃられたように、365日24時
間、業者に委託をしたということで、
金額のほうも、限度額も上がってきた
と。同時に、消費税の増税等が見込
まれると、人件費の高騰もあるという

ことで、今回さらにアップした金額が限度額としてなったというようなことだと思います。

それで、この太中浄水場運転監視等管理事業ということについて、本来、市民の皆さんに安定的においしくて飲めるお水として、水質をしっかりと管理した上で提供していくという上では、この監視業務というのは非常に重要なことだと思うんですね。

これまでも恐らく建設常任委員会のほうでもいろいろ議論してこられているかと思うんですけども、その点について、摂津市の職員が、水道局の職員が直接その監視業務から完全に手が離れてしまって、365日、外部の業者が見ておられるということについて、安全の市としての監視のノウハウ、どんどんなくなっていってしまうのではないかと、または本当に責任を持ってこの業務を続けていくことができるかどうかという不安が率直にあります。

文教常任委員会の所管で今までやってきた小学校の給食で、経営不振によって契約途中でかわったということがありますね。そんなことはそうそうあってはいけなことですけども、これはやっぱり民間企業は宿命として、ついて回ってくることで、水道というのはライフラインでありますから、この監視業務というのは非常に重要な業務だと思いますが、市としての監視業務のノウハウ、それから責任というものは担保されているのかどうなのか、その点をお聞かせ願います。

○水谷毅委員長 樫本課長。

○樫本水道施設課長 安藤委員の2回目の質問にお答えさせていただきます。

まず、運転の監視業務なんですけれども、私ども水安全行動計画などをつくっておまして、それでいろいろ送配水設備の運

転に関するマニュアルを設定しております。

それから、水質につきましても、水質のモニターでデータを常時監督しておるんですけども、それにつきましても法律以上に厳しいラインをつくりまして、問題が発生しますと私たち職員のほうに連絡がくるような形になっておまして、その連絡があったときには、私ども職員自身が確認に行くと。あるいは、技術的な指導につきましても、私ども職員のほうで今やっているというような状態になっております。ですので、今の時点で、水の安全、おいしい水を送るというための担保としましては十分とられていると私どもは考えております。

ただ、こういう状態が、ずっと委託が続きますと、今度、私ども職員の技術継承というのも問題になってきますので、それにつきましても、今後、継続的ですけども、今の状態を続けて、技術継承という面では力を入れてやっていきたいと思っております。

以上です。

○水谷毅委員長 末永部参事。

○末永上下水道部参事 今、安藤委員からのご質問がありました。

経営企画課のほうで人事のほうを預からせていただいている中で申しますと、今の技術継承のところでございますが、先ほど樫本課長のほうから答弁がございましたとおり、旧来依然、現在実施している委託の部分から、さらなる委託を拡大という形、業務の拡大という形がございます。その中でも、浄水場のほうにおきましては経験豊富な職員を数名配置している中で、特段、電気関係にも精通している優秀な職員を配置しております。その中で、業者のほ

うに十分な指導という形、それとまた技術継承を含めながら、全て業者のほうに渡すことなく、職員のほうもそのノウハウを維持しながら業務に努めているところでございます。

以上でございます。

○水谷毅委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 もちろん市が最終的にといますか、安全な水の供給、安定的に供給していくといった意味では責任を持つべきものだ。そのためのしっかりとした体制も、現段階ではとられているというようなお話だったかと思うんです。

やっぱり市のやるべき仕事が、どんどんアウトソーシングで委託されていくと、いろんな分野でも民間委託が進んできている中で、民間委託をするということは、その業者が専門的にノウハウを持っているから民間委託をするということですから、市としたら、業者と業務を一体的に一緒にやっていくということは委託業務ということにはならないわけですね。

逆に言えば、しょっちゅう一緒にやって、まざって仕事をするということは委託業務にはならないということになるわけで、それをやるのであれば直接雇用をしなければいけないということになりますから、そういう点からいうと、その運転監視業務から離れて直接現場を見られない職員が、これからふえていく中で運転監視業務と、それから何か起きたときに走って行って、実際修繕を回ったりする市の職員との間の連携であるとかそこ、もしくはコミュニケーションのそご等があるという可能性が起きるリスクというのがあるんじゃないかなと思うんですけど、その点も教えていただきたいということと、やはり災害時の対応とか問題が起きたときの対応に

ついて、いざというとき、やっぱり何といっても市の職員が、大分であったり東日本震災の災害のときでも、職員が素早く行動をしていただいてライフラインの復旧のために頑張っていたかと。特に、田舎のほうへ行けば行くほど人手が少なくなってきて、民間委託化することによって災害復興が非常に進みにくいというようなことを報道等でもお聞きしているんですけども、その点の対応についても、どうなるのか、聞かせてもらいます。

○水谷毅委員長 樫本課長。

○樫本水道施設課長 緊急時の対応と、それから業務の責任の分担と、その2点のご質問だったと思うんですけども、お答えさせていただきたいと思います。

まず、業務のほうですけれども、現状につきましてですけれども、今のところ、運転監視の部屋と私どもの職員が務めている部屋と同じ階でやっております。ですので、また毎朝、勤務が始まる時には打ち合わせをして連絡を常にとれる状態にはさせていただいているということで、何かもし想定よりも、平常よりも違う状態になったときには、当然連絡は職員のほうにもきますし、それに対する対応についても私ども今やっておりますので、それでやはり経験というのは積み重なりますので、それはやっぱり今の浄水係の職員が積み重ねることによって技術の継承も図られていければいいかと、そのように考えております。

それから、緊急時の件なんですけれども、一応、来年度の今度の発注のときですけども、仕様書のほうは、ほぼでき上がっている状態になっております。

その中で、まず緊急時に連絡体制を、まず双方が契約をした時点で緊急時の連絡

体制をきちっと交わすというような約束にしております。まず、何をもってしてもですけれども、この太中浄水場のほうに職員が来る、職員がまずいるということが大前提になっております。それから、やはり緊急になるとばたばたしますけれども、連絡体制というのはどういうものかということだけは、きちっと持っておきましょうよというのは双方で確認をしていきたいと思っております。

ですので、今の時点ではどこの業者が受注されるかわかりませんが、とにかく、それを第一に連絡体制につきましてはきちっとまとめて、それで、いろんな場合によって、どうしようこうしようという話をやっていきたいなど。これにつきましては、お金のほうで上げることはできませんので、やはりその辺は仕様書のほうで上げて、できる限りどこまでできるかというのを、相手と内容を聞きながら詰めていきたいなど、そのように考えております。

以上です。

○水谷毅委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 どうしてもこの民間委託と、それから責任ある水道安定供給、運転監視という業務を考えたときに、あえて民間委託をすることによって連携をする難しさ、緊急時の連携のときの難しさ、それから日常業務の連絡の疎通のよさ、これ日常的にまざり合ってやっているんであれば、委託契約としてはおかしな話になってしまうわけです。

ただ、安全のことを考えたら緊密な連絡をとり合わないといけないという点でいうと、非常にそこに矛盾が生じやすい問題があると思うんですね。そこをどう考えていくのかというのは非常に大きな問題であって、直でやれるのが一番いいと僕は思

っているんですけれども、恐らく民間委託というのはやっぱり行革の一環の中で人件費削減等々のものだと思っているわけですが、その民間委託という、いわゆる偽装請負的な問題との関係ですか、安全のための問題、きちっと区別をされているということではあると思うんですけど、その点だけ確認させていただけたらと思います。

○水谷毅委員長 樫本課長。

○樫本水道施設課長 まず、安藤委員のご懸念に関してですけれども、まず民間委託のほうに関してなんですけれども、水道法の以前の改正によりまして、全国的には委託という動きになっております。

なおかつ、ただ、今の委託の形態では、責任については、いろいろな業務についての責任については全て私ども事業者側のほうが受け持つという形になっております。ですので、その辺につきましての責任の範囲ははっきりしております。

ですので、それに沿ってやはり私どもは受託責任者に対して、責任を持ってその辺はこちらのほうからの仕様書とかの、そういう形にのっとなって業務をしていただくというのが、ここは一番大前提になるところでありますので、これにつきましては変えられない形でやらせていただいております。

以上です。

○水谷毅委員長 末永部参事。

○末永上下水道部参事 安藤委員からのご質問、今、樫本課長のほうからお話をさせていただきました。

その中で、安藤委員からご心配いただいています安全についてでございます。

業者の安全、業者と市職員との安全、市の職員が全てするというのが大前提とい

うお話が安藤委員からあったと思うんですけど、業者のほう、当然、偽装請負の問題がございます。

その中でいいますと、偽装請負は世の中で問題となっています。一般的に直接指示とか代表者の指示とかという問題がございます、一定その辺はルール決めというか、その辺で職員と業者がまじり合っただけの仕事をする体制という形はとっていないかと思えます。

そしてまた、市役所の中には色々な仕事がございますけれども、当然、水の安全、生命の安全というところは私ども自負しているところがございますが、その業者に問題がございましたら、その安全を担保できないところの中では、安全について、特に業者のほう、衛生面等、重々に指導し、当然、偽装請負の関係ございますので、指揮命令系統をはっきりさせながら指導、指示しているところがございます。

以上でございます。

○水谷毅委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 このくらいにしておきたいと思うんですけども、非常にやっぱり責任ある仕事を民間業者にお願いするという点でいうと、いろいろな制限、これはもちろん、いろいろな理由があつての制限になってくるので当然のことではあるんですけども、安全とそれから労働法制上の問題と矛盾がありますので、その点ではいろいろな疑問が残るなあと思えます。

同時に、民間業者との連携を密にとっていこう、人との交流も至極大事になってくるということになりますと、5年ごとの契約で、そこで一般競争入札によって、また業者がかわる可能性が出てくるんですね。5年ごとに、また一から積み上げをしなければならぬというようになりま

すね。

ただ、それでは随意契約でいくのかということになると、もともとの民間委託を選択した目的というのは、民間業者のノウハウであったり、それから適正な競争によってコストを削減していくというような面があるわけですから、これも相反する問題があるんだなということは、矛盾として申し上げておきたいと思えます。

今回、一般競争入札ですけども、随意で同じ業者で継続していくというような選択肢はないんですか、そういう安全を重視するという、安全を重視しながら、やっぱりでも競争原理を働かせてやっていくのかということ、そこだけ最後に聞かせてもらいたい。

○水谷毅委員長 末永部参事。

○末永上下水道部参事 安全のことがございますが、制限付一般競争入札を今回やらせていただく事を予定させていただいております。

ただ、今回、制限付一般競争入札という形では、当然、指名登録というか市のほうへ参加申し込みされている業者から応募をしていただくことと思えますが、一定、水道技術管理者等々の免許をお持ちとか、ある程度の資格を持っている方々の、要綱の中に、そこを網羅した中での応募になってくるかと思えます。当然、民間のほうでも、今、こういう形の部分が委託されている事が多く、水道技術管理者、市のほうで私のほうがやらせていただいているんですけども、水道技術を管理する方の配置とか、そういうところで安全については重々、どこの業者が来られても、その辺は配慮された業者であるということを確認しているところがございます。

以上でございます。

○水谷毅委員長 ほかに質問ありますか。
三好委員。

○三好俊範委員 新人なので教えていただきたいんですけども、委託されたということなんですけども、その委託されたことによって費用的にはどれぐらい安くおさまっているのかということと、その前に働かれていた方はどこに配置転換されているのかということだけ教えていただけたらなと思います。多分決まっているとは思いますが、お願いします。

○水谷毅委員長 末永部参事。

○末永上下水道部参事 三好委員からのご質問にお答えをさせていただきます。

一定委託をさせていただきましたのが平成25年度から委託をさせていただきました。それ以前、私どもの浄水場職員において、昔の話で申しわけないんですが、3交代勤務の交代勤務の職員で、それで最大15名で職員が3交代勤務をしていた時代がございました。

その辺で、単純計算でございますが、委託でどれだけという形の中でいいますと、当然15名の職員の人件費というのがございましたので、ほぼ1億円を近くの人件費だったかと思えます。

その中で、当時1億円ほどの人件費の中でやらせていただいた中で、単年度で言いますと今回の債務負担行為は消費税がばらばらなので単年度のはっきりした数字は出てこないと思うんですけども、先ほど嶋野委員がおっしゃっていました通りいろいろ事情がございますけども、端的に、今、見積もっている価格でいくと、当時の平成23年、平成22年の段階に比べましたら、大方単年度3,000万円ぐらいの経費の削減というか、効率化ができたのかなと思っております。

それと、もう1点は職員のほうでございますね。

当然、その間、団塊の世代の方々がおられたという状態でございます。その辺で団塊の世代が退職されて再任用されてという形で、一定の職員が減った。ただ、その当時若い職員、その当時は、まだまだ若手職員でありましたが、現在は30代後半という形の職員も数名いる中では、その職員につきまして、先ほどから、これは安藤委員から指摘がありまして、非平時の対応等々ございますので、一応、水道施設課の中で現場の修繕部門のほうに、その職員を配置して、緊急時には浄水場の対応をしながら、どうしても技術系の職員でございますので、技術系の職場への配置という形でとらせていただいております。

あと、その中でも太中浄水場、全て委託するという形はとっておらない指揮命令系統、当然、維持管理という部分もありますので業者に対しても、そういう中で現在も残っている職員も浄水場にはいるということでございます。

○水谷毅委員長 ほかに質問ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○水谷毅委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後1時29分 休憩)

(午後1時31分 再開)

○水谷毅委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○水谷毅委員長 討論なしと認め、採決します。

議案第59号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○水谷毅委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第60号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○水谷毅委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第65号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○水谷毅委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第66号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○水谷毅委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第67号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○水谷毅委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

暫時休憩します。

(午後1時32分 休憩)

(午後1時33分 再開)

○水谷毅委員長 再開します。

これで、本委員会を閉会します。

(午後1時34分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

文教上下水道常任委員長 水谷 毅

文教上下水道常任委員 藤浦 雅彦